第２章　全体構想

1 都市の将来像と都市づくりの基本目標

（1）都市の将来像と都市づくりの理念

「第 5 次津久見市総合計画後期基本計画」（令和 3 年 3 月改訂。以下「総合計画」）では、昭和 61 年に制定された「津久見市民憲章」の本市の基本理念「生涯を託せるまちづくり」を継承し、これからの新たな時代に向けた目指す将来像を『 **誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～** 』と掲げ、ふるさとへの愛着を育み、郷土を想い、自らがまちをつくる「シビックプライド」の醸成に努めていくこととしています。

また、津久見市人口ビジョンに掲げる、本市が目指す将来人口 (令和 22(2040) 年 1 万人) 維持に向けて「まち・ひと・しごと創生第 2 期津久見市総合戦略」(令和 3 年 2 月策定) に掲げる、人口減少に歯止めをかけるための具体的施策を推進していくこととしています。さらに、喫緊の課題である大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を推進するため「津久見市国土強靭化地域計画」(令和 3 年 3 月策定) により、国土強靭化を総合的かつ計画的に推進する指針を定めています。

現在新庁舎建設について、「津久見市新庁舎建設基本構想」（平成 29 年 8 月策定）及び「津久見市新庁舎建設基本計画」（令和 3 年 1 月策定）に基づき、「津久見市新庁舎建設実施設計等業務」を進めており、津久見港埋立地において、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎を整備し、令和 7 年度中の供用開始を目指しています。また、一体的整備を目指す、街なか観光拠点については、「街なか拠点整備等基本構想」（令和 2 年 3 月策定）を踏まえ、令和 4 年 3 月に『広域周遊観光客の交流拠点「街なか観光拠点」整備に向けた基本計画』を策定したところであり、今後、施設整備に向けた各種取組を進めていきます。

そのような状況の中、今回改訂する津久見市都市計画マスタープランは、JR 津久見駅から概ね半径 1㎞以内の市中心部 (中心市街地) を、新たに本市の都市づくりの拠点となるエリアと位置づけ、津久見港埋立地における、**新庁舎と街なか観光拠点の一体的整備を機に、これまでにはない新しい都市を創造するといった理念**のもと、市民の一人ひとりが津久見らしさに誇りと自信を持ち、安心・安全にゆとりある暮らしを続けることができる都市づくりを都市の将来像として掲げます。

総合計画で示された将来像を基本とし、さらに、大分県が策定している「津久見都市計画区域マスタープラン」や本市の関連計画等との整合性を図り、ＳＤＧｓ (持続可能な開発目標 11 持続可能な都市※包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。) との連携に注視し、第 1 章の「津久見市の特性と課題」を踏まえ、全体構想として、都市づくりの理念・将来像、基本的な考え方、基本目標、土地利用の方針、都市整備方針等を示し、地域別構想として、都市計画区域内を 4 つの地域 (津久見・下青江、千怒、上青江、堅徳) に区分し、それぞれについてのまちづくりの方向性を整理する中で、実現化に向けた方策を示していきます。

>> 都市づくりの将来像

誇りと自信に満ちたまち「津久見」
～笑顔と活力あふれる定住拠点～

～市中心部を拠点とした新しい都市の創造と魅力ある地域資源に囲まれた環境を生かし、市民一人ひとりの安心・安全とゆとりある暮らしを魅せる～

（2）都市づくりの基本的な考え方

令和 3 年 3 月に一般国道 217 号平岩松崎バイパス (第Ⅰ期工区)(※都市計画道路平岩松崎線) 及び市道道篭合ノ元線 (※都市計画道路志手徳浦線) が供用開始となり、近い将来全線開通となれば、東九州自動車道津久見 IC から重要港湾である津久見港や市中心部へのアクセスは格段に向上し、**日豊経済圏域 (大分県南から宮崎県北をエリアとする東九州地域) をはじめとした九州各地からの物流、広域周遊観光等に期待がかかるとともに、対岸の四国愛媛県との交流促進により、東九州地域の経済圏の拠点**となる可能性も秘めており、海運も含めた恵まれた交通立地条件により、更なる産業振興、観光交流等により将来的にも安定した都市づくりの基盤は構築されると思われます。

また本市は豊後水道に面したリアス海岸や特色ある離島景観、海面に迫るミカンの段々畑、本市の基幹産業であり全国トップクラスの生産量を誇る石灰石・セメント産業を象徴する「港湾・工場・鉱山」の景観、四浦半島河津桜、青江ダム山桜を中心とした桜の景観等、豊かな自然や津久見ならではの魅力ある景観がまちの身近にあります。さらに、海の幸、山の幸にも恵まれ、津久見ならではの食も魅力です。このような魅力ある地域資源に囲まれていることから、都市部にはできない**「津久見ならではの食と景観を生かした“ゆとりある生活”」**の視点を重視したまちづくりも必要です。

一方で人口減少に歯止めをかけることは大変困難で、年齢 3 区分別人口の推移を見ると、老年人口は増加傾向で、生産年齢人口及び年少人口は減少しており、少子高齢化に歯止めがかかっていないことがうかがえます。さらに、全産業における就業者数も減少しており全体的に活力の低下につながっています。本市が目指す将来人口を維持するためには、特に、若い世代の転出抑制・定住促進が必要不可欠であることから、**若い世代から「本市に住みたい、住み続けたい」と思われる都市づくり**が望まれています。

そのためには、これまでにはない新しい都市を創造するといった理念のもと都市づくりを推進していく必要があります。まずは、市中心部 (中心市街地) を、新たに本市の都市づくりの拠点となるエリアと位置づけ、都市機能の誘導と街なか居住を促進し、周辺地域とのネットワークを構築するとともに、都市基盤の整備を進めていきます。さらに、遊休地（市有地・民有地）・施設等を活用した企業誘致・立地による雇用の場の創出、空き地・空き家 (店舗) の利活用による新規創業の促進、安心・安全に住み続けられる災害対策、自然景観・産業景観の活用、伝統芸能・文化、地域コミュニティ等周辺地域の特性を生かした住民主体のまちづくり等の施策を推進します。

（3）都市づくりの基本目標

都市づくりの理念、将来像、基本的考え方に沿った、都市づくりの基本目標として以下の 7 項目を掲げます。

① 都市づくりの拠点としての市中心部の整備

～津久見市グランドデザイン構想による市中心部のまちづくり～

JR 津久見駅から概ね半径 1㎞以内を新たに市中心部 (中心市街地) と位置づけ、津久見港埋立地にて一体的整備を検討している津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎・街なか観光拠点を核とし、本市の都市まちづくりの拠点として都市機能と居住を誘導するための整備を進めていくため、津久見市グランドデザイン構想 (別冊) として方向性を示し整備を進めていきます。

② 交通ネットワークと都市基盤整備

～特色ある周辺地域と市中心部を結ぶネットワークと都市基盤整備～

特色ある周辺地域と市中心部を結ぶ幹線道路の整備を推進し、市内のどの地域に居住しても移動利便性が高く快適な生活環境が維持できるよう努めていきます。

公共交通については、人口減少の影響で利用者が減少傾向にある中で、将来の人口動態、高齢化等を見据えた公共交通ネットワークのあり方を検討するとともに、津久見港埋立地での新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備を機に、利用者増に向けた取組も検討していきます。

公園･緑地、公営住宅、下水道等の都市インフラについては、適正な維持･管理に努めるとともに、人口動態や費用対効果等を鑑み、状況に合わせ計画等の見直しを検討していきます。

③ 都市防災

～事前防災、減災による安心・安全な生活～

本市は、地形的に平地が少ないため、限られた土地に人口が密集しており、それらのエリアは、津波、河川氾濫、土砂災害等のリスクがあります。災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市づくりを推進することは大変重要であり、災害弱者対策、建造物の耐震性・耐火性の強化、避難ルートの整備、狭隘な道路の拡幅、防災拠点の設置等を推進していきます。

④ 遊休地（市有地・民有地）・施設等の利活用

～遊休地・施設等を活用した企業誘致・立地による雇用の場の創出～

基幹産業である石灰石・セメント産業及び関連する製造業等は、本市の経済、雇用を支えてきました。しかし、人口減少に伴い全産業における就業者数も減少しており、全体的に活力の低下につながっています。定住を促進していくためには、雇用の場の創出が大変重要であり、遊休地・施設等の活用による企業誘致・立地等を促進していきます。

⑤ 空き地・空き家（店舗）の利活用

～空き地・空き家（店舗）等を活用した定住促進、チャレンジショップ等の新規創業～

空き地・空き家は増加傾向にあります。その中でも居住可能な空き家の活用については、空き家情報バンク制度への登録を促進し、住宅改修や家財処分等への支援を充実させ、新築、家賃等の支援と合わせ定住促進につなげていきます。また、空き店舗活用によるチャレンジショップ等の新規創業への支援を強化していきます。

一方で危険な空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく取組を強化し早期の除却を推進することで、市民生活の安心・安全を確保します。また、空き地バンク制度を新設する中で、空き地の利活用に向けた取組を強化していきます。

⑥ 自然・産業景観の活用

～津久見ならではの豊かな自然景観、産業景観の活用～

後世に引き継ぐ財産として市民が誇りとする豊かな自然景観・産業景観等、津久見ならではの特色ある地域資源の価値を再認識し、積極的な活用・ＰＲに努めていきます。

⑦ 住民主体のまちづくり

～住民主体で融和な地域コミュニティの形成～

行政と市民がパートナーとして対話しながら協働でまちづくりを進める体制を構築するとともに、住民主体の自主的・自発的なまちづくり活動の活発化、各地域での融和な地域コミュニティの形成等による住民主体のまちづくりを推進していきます。

○ 都市づくりの基本目標と市民生活の将来イメージ

基本目標	市民生活の将来イメージ
① 都市づくりの拠点としての市中心部の整備	市民と広域観光客が共に賑わい、都市機能の集積により利便性が高く、居心地が良く歩きたくなる街なかでの便利な生活
② 交通ネットワークと都市基盤整備	買い物・通院等住民ニーズに合った公共交通ネットワークと生活道路、公園、下水道等の都市基盤整備により、移動利便性が高く快適な生活
③ 都市防災	津波、河川氾濫、土砂災害等の自然災害を未然に防ぎ、災害に強く安心・安全な生活
④ 遊休地・施設等の利活用	遊休地・施設等を活用した企業誘致・立地、住環境整備により、新築の夢をかなえ働く場も近いゆとりある生活
⑤ 空き地・空き家(店舗)の利活用	空き地・空き家(店舗)の利活用による、チャレンジショップ等の新規創業による若者ニーズに合った生活
⑥ 自然・産業景観の活用	近隣市にない津久見ならではの食と豊かな自然景観、産業景観を満喫し、都市部にないゆとりを感じながらの充実した生活（自然・文化・歴史・食・産業等）
⑦ 住民主体のまちづくり	住民主体で融和なコミュニティの形成による地域に根差した生活

（４）将来フレーム

本市の総合計画では、コーホート法（変化率法）による人口推計を行い、令和 22 年度の将来人口については、人口減少に歯止めをかけていくことによって 10,000 人を確保することを掲げています。

津久見市都市計画マスタープランでは総合計画の将来の目標人口と整合を図り計画目標人口を以下のように設定します。

目標年次：西暦 2040 年（令和 22 年）
計画目標人口：10,000 人

2 将来の都市構造

（１）土地利用の基本区分

総合計画が示す「エリア別土地利用の方針」と整合を図り、津久見市都市計画マスタープランにおける土地利用の基本区分と方針を以下に定めます。また、地域別構想として、都市計画区域内を 4 つの地域 (津久見・下青江、千怒、上青江、堅徳) に区分し、それぞれについて、各地域の特色を生かしたまちづくりの方向性を示していきます。

●定住・ふれあいエリア (主に津久見・下青江、千怒、上青江、堅徳地域)

本市の市街地のなかで、主に住宅地が形成されている地域、商工業と住宅が混在する地域をこのエリアに位置づけ、市民の健康で文化的な暮らしの実現を目標とします。本エリアでは、定住人口の増加に向けて、地域の特性に配慮し良好な住環境の形成、安全安心な道路整備を図るとともに、若い世代が子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

また、エリア内に集積する文化・教育施設、スポーツ施設の充実を図り、歴史や伝統、芸術文化、スポーツなどの市民活動が活発に展開されるまちづくりを目指します。

●にぎわい・活力エリア (市中心部　※津久見・下青江地域の一部)

「つくみん公園」周辺の埋立地を含めた本市の中心市街地をこのエリアに位置づけ、にぎわいと活力ある市の顔として、商業施設、公共施設 (新庁舎等) の集約化を図り市内外の人々のにぎわい交流拠点を目指します。

本エリアでは、食観光の推進や市民交流の場づくりなど新たな要素を取り入れて商店街の活性化を推進するとともに、遊休地・施設等を有効活用し都市的機能の集積・強化を図り、市民生活の上で利便性が高く多機能なまちづくりを目指します。

●自然・観光交流エリア（長目、日代・四浦、離島地域）

リアス海岸の伸びる半島部や島しょ部の豊かな自然環境と人々の暮らしが共存する地域をこのエリアに位置づけます。貴重な海洋資源の宝庫である海岸線や後背地に広がる緑の山々の保全・整備に努め、観光周遊ルートや観光施設等の周辺整備を図り、豊かな自然を活用した観光交流エリアの形成を目指します。

半島部に点在する集落においては生活道路の改良を促進し交通手段の維持・確保を、保戸島、無垢島については生活環境の整備、海上交通の利便性向上を図り、人々とのふれあいと支え合いによる安心のまちづくりを推進します。

●鉱工業エリア（石灰石鉱山、セメント産業等が集積する地域）

本市の基幹産業である石灰石採掘、セメント製造を中心とする鉱工業が集積する一帯をこのエリアに位置づけます。緑地等の確保により周辺地域との調和に努め健全な操業環境の維持を図り、環境にやさしい鉱工業エリアを目指します。

●里山エリア（市内全域に分布する森林地域）

緑豊かな山地が連なる森林地域、そして本市を代表する特産品の柑橘類の農地を含む一帯をこのエリアとして位置づけます。農林業の生産基盤の整備を図るとともに、自然環境の適正な保全に配慮しながら森林浴などの自然体験型レクリエーション機能を付加し、魅力的な里山エリアの形成を目指します。

総合計画のエリア別土地利用の方針イメージ図

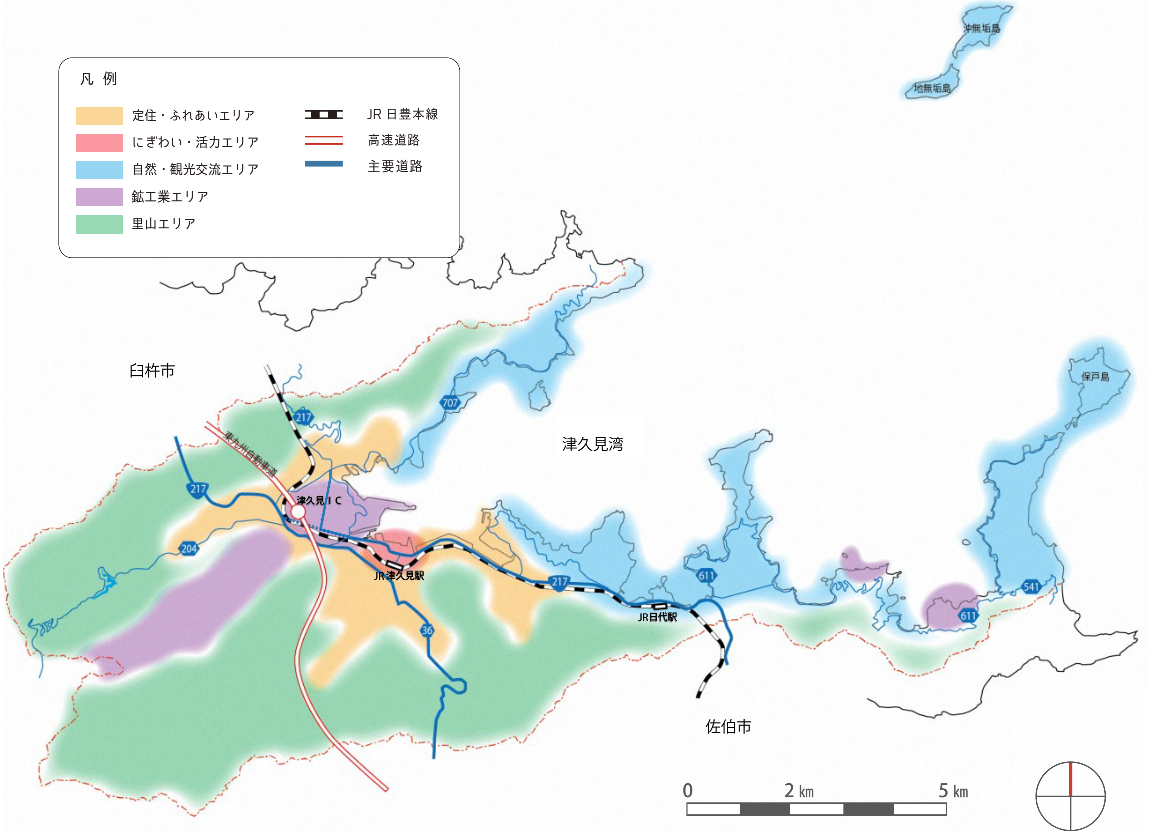

（2）交通ネットワーク連携軸

① 広域連携軸

東九州の大動脈としての機能を有する東九州自動車道を活用し、日豊経済圏域 (大分県南から宮崎県北をエリアとする東九州地域) をはじめとした九州各地からの物流、広域周遊観光、対岸の四国愛媛県との交流促進等により、県境を越えた広域間の連携強化を図っていきます。

② 都市連携軸

隣接する臼杵市、佐伯市に連絡する国道 217 号、県道佐伯津久見線及び JR 日豊本線を利用した都市間の移動利便性を図っていきます。特に、一般国道 217 号平岩松崎バイパスの早期全線開通が重要となります。また、JR 日豊本線については、JR 臼杵駅止まりの便の延伸、JR 津久見駅構内や駅周辺のバリアフリー化が望まれています。

③ 地域内連携軸

都市まちづくりの拠点である市中心部 (津久見・下青江地域の一部) と、千怒・日代・四浦地域、上青江地域、堅徳・長目地域、離島地域を結ぶ交通ネットワークを強化していきます。
特に、地域間を結ぶ幹線道路整備、利用者ニーズにあった地域公共交通体系、国道 217 号と県道佐伯津久見線のアクセスと市中心部の回遊性の向上を図っていきます。

交通ネットワーク連携軸イメージ図

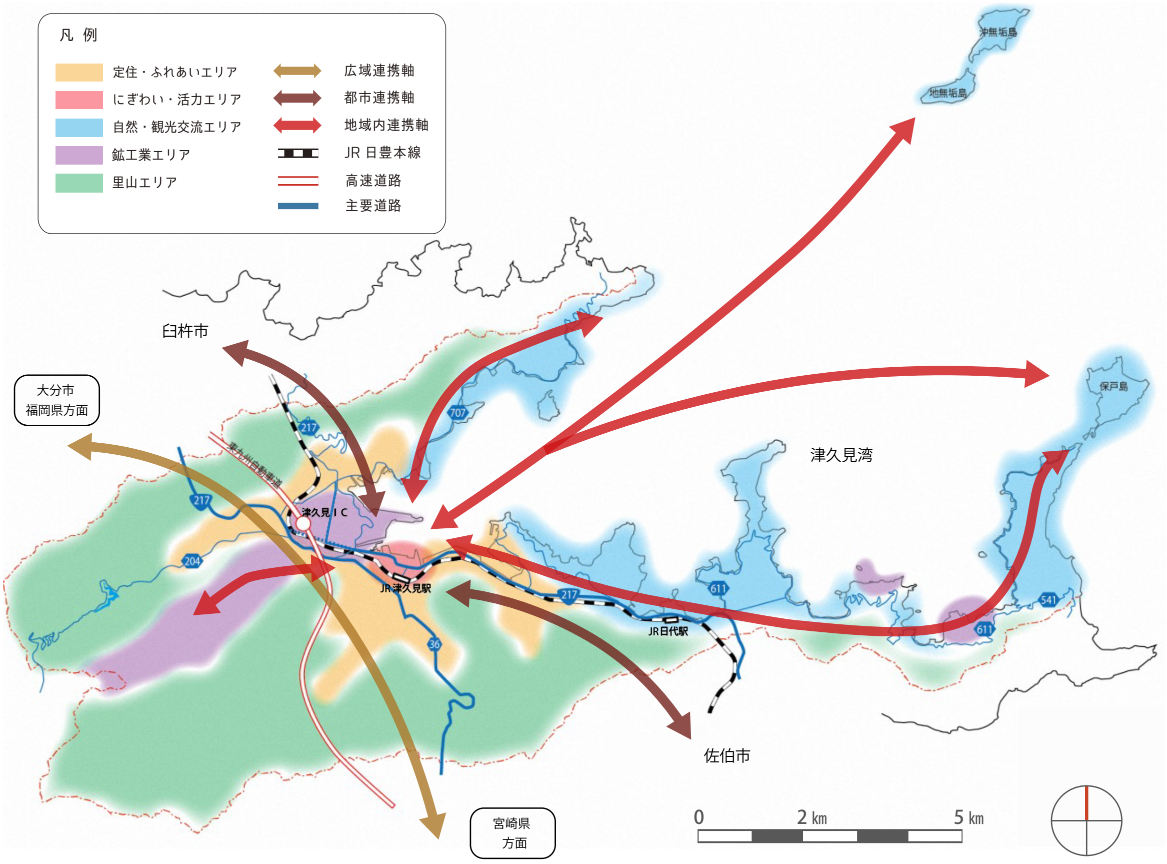

3 都市整備方針

（1）都市づくりの拠点としての市中心部の整備

基本方針

JR 津久見駅から概ね半径 1㎞以内の市中心部 (中心市街地) を、新たに本市の都市づくりの拠点となる、にぎわい・活力エリアと位置づけ、津久見港埋立地における、新庁舎と街なか観光拠点の一体的整備を機に、街なかへの都市機能、居住の誘導を図り持続可能な都市づくりを目指します。

また、本エリアを「滞在快適性等向上区域」(まちなかウォーカブル区域) と位置づけ、街なかの人々が憩い、歩いて楽しめる空間整備を進めることで居住を誘導していきます。なお、市中心部の整備の詳細については、別冊の「津久見市グランドデザイン構想」にて整理しています。

1）新庁舎・街なか観光拠点を核とした「みなとオアシス津久見」の拡大・再整備

平成 20 年 7 月に国土交通省九州整備局から「みなとオアシス津久見」に認定された、つくみん公園からうみえーるに至るエリアは、つくみん公園を中心に、多くの市民・観光客で賑わい、津久見ならではの港湾・工場の景観も大きな魅力となっています。

この「みなとオアシス津久見」エリアを、国道 217 号以北の津久見港埋立地全域へ拡大し、その拠点施設として、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎と街なか観光拠点の一体的整備を目指していきます。さらに、市民・観光客の動線、災害時の対応を踏まえ、エリア内の移動利便性向上のための車両・歩行者の動線整備、新庁舎・街なか観光拠点の周辺環境整備、つくみん公園の魅力アップ (大型遊具・視点場の設置等)、耐震岸壁や遊休地・施設等の有効活用等を検討し、市中心部の拠点となるエリアと位置づけます。

2）JR 津久見駅周辺・市中心部商店街の整備と移動利便性の向上

JR 津久見駅周辺及び市中心部商店街の整備を検討し、「みなとオアシス津久見」の拡大・再整備と連動した商業振興、賑わい創出を目指してきます。そのため、JR 津久見駅や駅周辺のバリアフリー化、駅前通りの魅力アップ、金融ゾーン整備等による周遊性の向上、空き地・空き家 (店舗) を活用した居住環境整備や新規創業の促進を図っていきます。さらに、利用頻度が減少傾向にある駅前駐車場の効果的活用に向けた検討も必要と思われます。

また、安心・安全な通学路としての整備を進めている市道岩屋線に加え、国道 217 号と県道佐伯津久見線のアクセスと市中心部の移動利便性向上を目的に、費用対効果を踏まえた上で（都）角崎中田線の整備を検討していきます。

3）遊休施設の有効活用

令和 6 年 4 月開校予定の新設中学校への発展的統合を目指している、現津久見市立第二中学校においては、市公民館機能の移設や生涯スポーツでの利用促進、防災機能の設置など、幅広い視点で校地の有効活用を検討していきます。さらに、老朽化が著しい現市庁舎や市公民館については、住民ニーズ等を的確に把握する中で事業所や住宅等としての活用可能性を検討していきます。

4）居心地が良く歩きたくなる街なかづくりと防災対策による居住誘導

世界の多くの都市で、街なかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められています。

本市においてもこのエリアを､「滞在快適性等向上区域」(まちなかウォーカブル区域) と位置づけ、街なかの人々が憩い、歩いて楽しめる空間整備を進めることで、地域消費の拡大や観光客の増加、健康寿命の増進を目指します。

また本エリアの殆どが、津波浸水エリアであることから、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた新庁舎に加え、大友公園に隣接した用地に展望台広場を整備し、そこに至る避難ルートを新設します。さらに、住宅や事務所の新築の際の嵩上げ支援等を推進するなど、大規模自然災害への事前防災、減災の取組を進めます。

（2）交通ネットワークと都市基盤整備

基本方針

公共交通については、鉄道、民間路線バス、タクシー、離島航路、コミュニティ交通（乗合タクシー）があり、いずれも市民の日常生活の足として重要な役割を担っています。人口減少の影響で利用者が減少傾向にある中で、将来の人口動態、高齢化等を見据えた公共交通ネットワークのあり方を検討するとともに、新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備を機に、このエリアを活用した新たな公共交通機関の結節点としての整備を検討し、JR 津久見駅との連携強化を図ることで、広域周遊観光客や市民による利用促進、利便性向上を目指します。

本市の道路網は、東九州の大動脈である東九州自動車道による広域連携軸、国道 217 号、県道佐伯津久見線等による近隣市との都市連携軸が機能しており、これらが都市の骨格を形成しています。今後とも、国、大分県等関係機関へ更なる機能強化・維持に向けた働きかけを強化していきます。また、特色ある周辺地域と市中心部を結ぶ幹線道路を整備し、市内のどの地域に居住しても移動利便性が高く快適な生活環境が維持できるように努めることで地域内連携軸を強化していきます。

一方で、当初の都市計画決定から 20 年以上が経過し整備が完了していない都市計画道路もあり、将来の人口動態、交通量等を鑑み、市民生活への影響、費用対効果等を踏まえ、整備方針の見直しを検討する必要もあります。

公営住宅、下水道等の都市インフラについては、長寿命化を基本とし適正な維持管理に努めていきます。その中で、公営住宅については、若者ニーズを鑑み民間賃貸住宅の建設を促進していくとともに、下水道計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進に努めていきます。

公園・緑地については、市民生活に効果が高いものから計画的な整備を推進していくとともに、維持管理について、利用者や地区の協力を仰いでいきます。

1）公共交通ネットワークの整備

① バス、タクシー

将来の人口動態、高齢化等による利用者ニーズを的確に捉え、現在の民間路線バス、タクシー、コミュニティ交通（乗合タクシー）の他、あらゆる輸送手段を検討する中で、持続可能な公共交通ネットワークを構築するとともに幹線道路の整備を進め、市内のどの地域に居住しても移動利便性が高く

快適な生活環境が維持できるように努めていく必要があります。高齢化により、自家用車での移動が困難となる住民も増加すると想定される中での通院や買い物等の移動手段については、住民ニーズを的確に捉え、民間事業とコミュニティ交通等を効率よく融合させた地域公共交通体系の構築を検討していきます。

　また、公共交通の玄関口となっている JR 津久見駅に加え、津久見港埋立地での新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備を機に、広域周遊観光客の受け入れを視野に入れた新たな交通結節点としての整備や公共交通と観光事業が連携したワンストップサービスである観光 MaaS 事業等の導入を検討する中で、バス、タクシー等の利用促進につなげていきます。

② 鉄道

　JR 津久見駅や駅周辺のバリアフリー化を推進し、利便性の向上を図るとともに、JR 日豊本線の増便、JR 臼杵駅止まりの下り便の延伸について、関係機関への働きかけを行います。また、休校中の津久見市立日代小中学校について、網代島も含めた効果的な活用を検討する中で、JR 日代駅の利用促進につなげていきます。

③ 船舶

　離島航路は、離島の人口、利用者ニーズ等を鑑み航路の維持に努めていきます。そして住民からの要望の強い、県道四浦日代線から保戸島への架橋についての協議を進める一方で、将来的な保戸島航路のあり方も検討していく必要があります。

定期航路バス

離島航路（カメリア・スター）

2）都市基盤の整備方針

① 道路

○ 自動車専用道路

東九州の大動脈である東九州自動車道は、平成 27 年 3 月に佐伯 IC ～延岡南 IC 間が開通し、宮崎県からの観光入込客等が増加しています。さらに平成 31 年 3 月には、災害時の物資輸送等を鑑み、大分宮河内 IC ～津久見 IC 間が 4 車線化等事業区間として選定されました。今後とも、4 車線化の早期実現に向けての働きかけを行っていく必要があります。

東九州自動車道を活用し、日豊経済圏域をはじめとした九州各地からの物流、広域周遊観光を促進していくとともに、対岸の四国愛媛県との交流促進により、基幹産業である石灰石・セメント産業や観光交流を軸とした、東九州地域の経済圏の中核を担う都市としての発展を目指していきます。

○ 主要幹線道路 (都市連携軸) ※（都）：都市計画道路

a 国道 217 号（（都）平岩松崎線・（都）松崎高洲線・（都）角崎新地線）

一般国道 217 号平岩松崎バイパス (第Ⅰ期工区) 及び市道道篭合ノ元線が供用開始となり、特に堅徳・長目地域から市中心部へのアクセスは格段に向上しました。

今後も引き続き、一般国道 217 号平岩松崎バイパスの早期開通を大分県等の関係機関に働きかけ、津久見 IC から街なかまでのアクセス向上を図るとともに、接続する市道道篭合ノ元線の活用により、廃棄物処理等にも拍車がかかると期待しています。

（都）角崎新地線

b 県道佐伯津久見線（（都）大友彦の内線・（都）井無田成守線）

本市と佐伯市を結び、国道 217 号とともに都市連携軸として機能する県道佐伯津久見線を主要幹線道路と位置づけ、道路機能の維持・強化を関係機関に働きかけます。

（都）井無田成守線

c 県道津久見野津線（(都）井無田川内線）

本市と臼杵市野津地域を結ぶ県道津久見野津線を主要幹線道路と位置づけ、道路機能の維持・強化を関係機関に働きかけます。

（都）井無田川内線

◯ 都市幹線道路 (地域内連携軸)

a（都）駅前線

JR 津久見駅と津久見港埋立地とをつなぐ路線 (通称駅前通り) は、本市の玄関口となり、市道岩屋線に接続する重要な道路として位置づけられています。通り全体の魅力アップを図り、若者のチャレンジショップ等による新規創業促進や人々が歩きたくなる通りを目指していきます。また、県道佐伯津久見線から国道 217 号へ至るルート上にあり交通量の増加が見込まれるため、適切な安全対策を講じていきます。

（都）駅前線

b（都）志手徳浦線

堅徳・長目地域と市中心部をつなぐ重要な都市計画道路として、令和 3 年 3 月に全線開通しました。今後とも、産業振興、通勤・通学等に資する重要な路線として道路機能の維持管理に努めます。

（都）志手徳浦線

c（都）長野堅浦線

津久見 IC 及び国道 217 号と堅徳地域を結ぶ都市幹線道路として、早期整備が望まれています。また、大分県が策定している「津久見都市計画区域マスタープラン」においても、(都) 平岩松崎線と並び優先的に整備する路線と位置づけられていることから、今後とも、大分県等の関係機関へ働きかけ、計画的な整備を進めていきます。

（都）長野堅浦線

d（都）角崎中田線

本路線は幅員狭小で踏切が存在しており、円滑な通行が困難であるため、安心・安全な通学路としての整備を進めている市道岩屋線の事業進捗を見据え、国道 217 号と県道佐伯津久見線のアクセスと市中心部の移動利便性向上を目的に、費用対効果を踏まえた上で整備を検討していきます。

（都）角崎中田線

e その他

上記の都市幹線道路に位置づけた道路に接続する県道等についても都市幹線道路と位置づけ、道路拡幅・交差点改良など道路機能の強化を大分県等の関係機関に働きかけていきます。また住民からの要望の強い、県道四浦日代線から保戸島への架橋については、引き続き協議を進めていきます。

保戸島から四浦半島間元地区を臨む

○ 未整備区間を含む都市計画道路の見直し検討

現在、未整備区間を含む都市計画道路は 8 路線あり、その中には、長期に渡り未着手の道路もあります。将来的な人口動態、交通量、費用対効果等を鑑み、中期・長期的な視点で、計画の廃止・変更等を検討していきます。

交通体系整備方針図（都市計画区域）

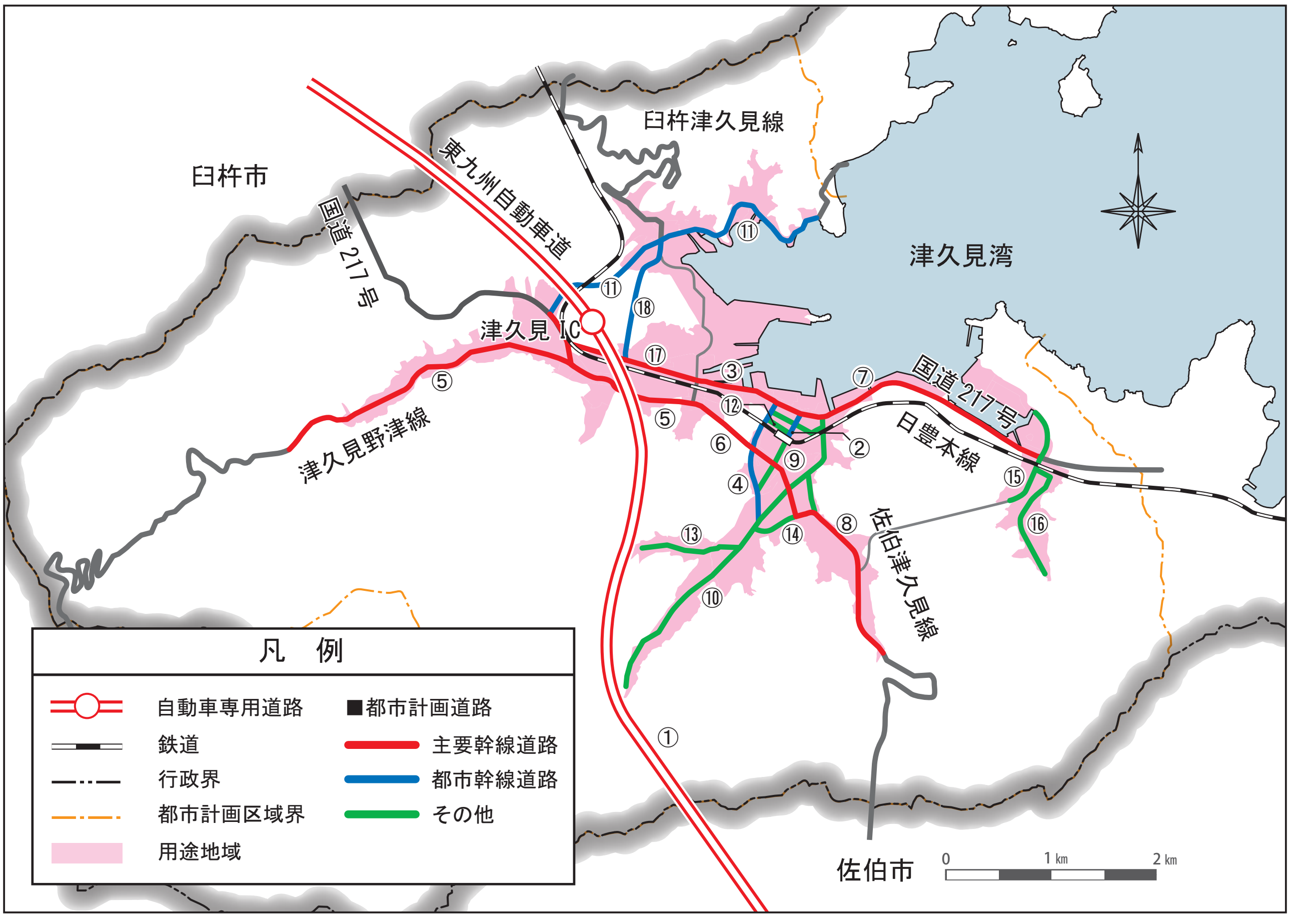

図面番号	路線番号	路線名称
①	1.3.1	青江津久見線
②	3.4.1	駅前線
③	3.4.2	松崎高洲線
④	3.5.3	角崎中田線
⑤	3.6.5	井無田川内線
⑥	3.6.6	井無田成守線
⑦	3.4.7	角崎新地線
⑧	3.5.8	大友彦の内線
⑨	3.6.9	駅裏線
⑩	3.6.10	高洲中の内線
⑪	3.4.11	長野堅浦線
⑫	3.7.12	姥目線
⑬	3.6.16	西の内線
⑭	3.5.17	成守大工線
⑮	3.6.18	千怒彦の内線
⑯	3.5.19	千怒線
⑰	3.6.20	平岩松崎線
⑱	3.6.21	志手徳浦線

交通体系整備方針図（行政区域）

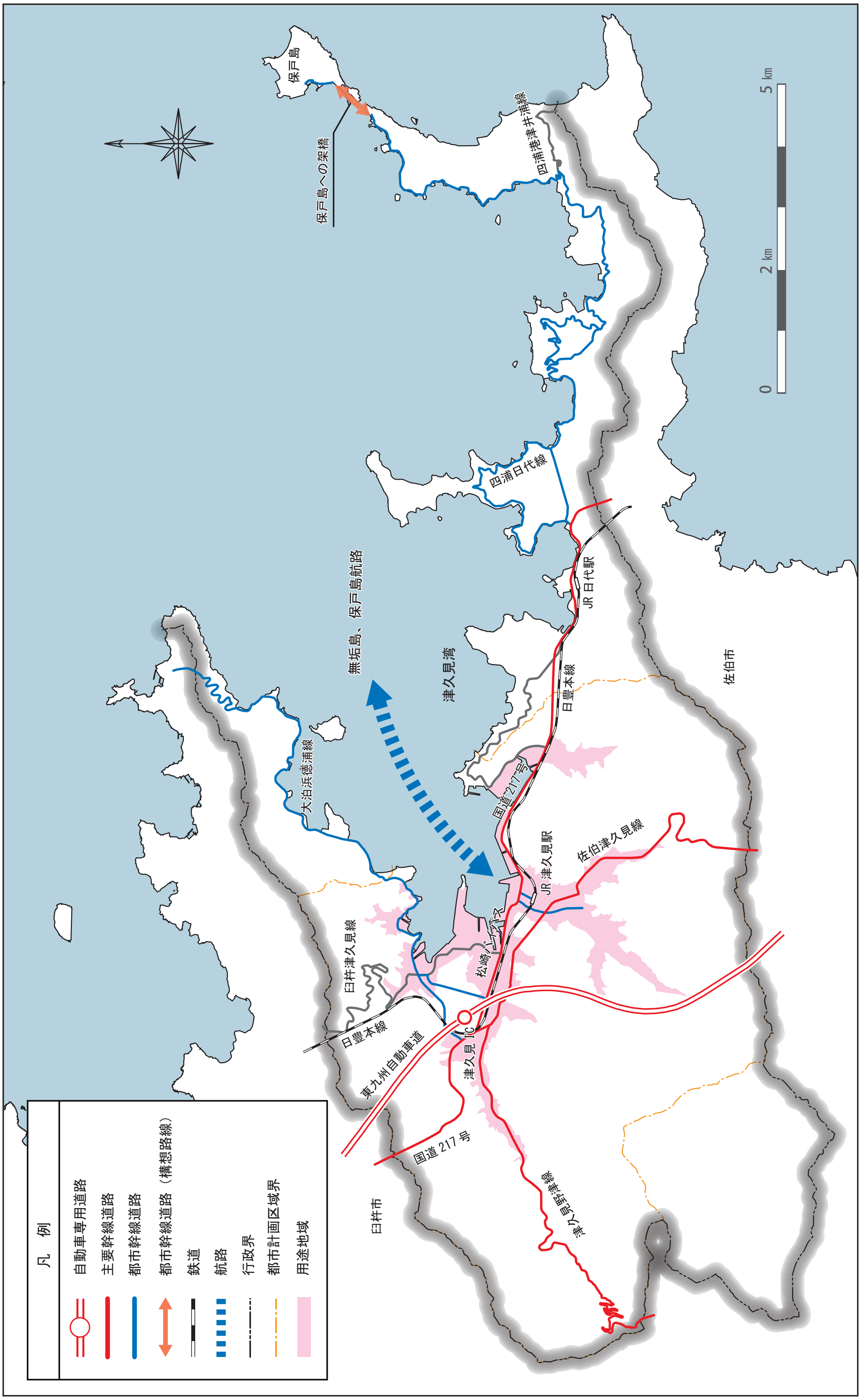

② 公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩いの場となり、生活にうるおいを与えるとともに、災害時には避難場所となる等、多面的な機能を有する都市施設です。現在、都市公園法等に基づく都市公園 27、その他公園 11 の計 38 の公園・緑地及び総合運動公園を管理しています。

その中でも、津久見港埋立地にある「つくみん公園」は、みなとオアシス津久見の核となる施設で、県内外から多くの利用者が訪れています。また、災害時の避難場所に指定されている公園や高齢者の軽スポーツ、園児や児童の遠足、イベント、歴史・文化等により利用率の高い公園もある一方で、少子化等の影響で利用率の低い公園もあります。今後とも、選択と集中により市民生活に効果の高い公園・緑地の整備を推進していくとともに、維持管理について利用者や地区の協力を仰いでいきます。

特に下記に掲げる公園については、利用率も高く重要な位置づけにあることから、適切な維持管理、更なる魅力向上を図っていきます。

a「みなとオアシス津久見」の核施設

●つくみん公園

新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備に合わせ、つくみん公園の魅力アップ (大型遊具・視点場の設置等) を検討するとともに、災害時の海上からの物資輸送、救急医療用ヘリコプターのヘリポートとしての活用も図ります。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用により、民間事業者等の資金やノウハウを生かした魅力ある公園づくりを目指します。

b 市中心部の災害避難場所

●大友公園

本市のまちなみを一望できる大友公園は、春にはソメイヨシノが咲き、多くの花見客が訪れています。丘の上にある公園という特性を生かし、災害時の避難場所としても活用できるよう、避難ルートの新設など施設の整備と維持管理を図ります。

つくみん公園

大友公園

c 住民や関係者等の意見を取り入れ整備した公園

●湧水めだか公園（千怒区画３号公園）

良好な住宅地の中にある湧水めだか公園は、地元小学生や住民等の意見・要望を取り入れて整備しました。今後とも、地域住民が集い、憩いの場となるよう適切な維持管理を図っていきます。

●角崎公園

角崎公園は、津久見商工会議所から要望を受け、金融ゾーンの一角として、津久見港埋立地のつくみん公園と中心商店街をつなぐことや、市民の休息、イベント時の活用などを目的に、金融機関や商業者等の意見を取り入れ改修しています。今後とも、市中心部の新たな憩いの場として有効に活用していきます。

湧水めだか公園

角崎公園（工事中）

d 魅力ある景観を有する公園

●四浦展望台

四浦展望台は、津久見湾、豊後水道、対岸の四国を眺望できる魅力あるスポットであり、毎年２月の河津桜観光期には多くの観光客で賑わいます。今後とも、その魅力を広くＰＲし利用促進につなげるとともに、適正な維持管理に努めていきます。

●青江ダム公園

毎春の青江ダム一帯での、山桜、ソメイヨシノの景観は大変魅力的であり、イベントも開催されるなど多くの市民や花見客で賑わいます。また、日常的にもウォーキングなどでの活用もあり、地域住民の健康づくりにも寄与しています。今後とも、その魅力を広くＰＲし、利用促進につなげるとともに、適正な維持管理に努めていきます。

四浦展望台

青江ダム公園

e 歴史を伝える拠点

●宗麟公園

本市は、キリシタン大名大友家 21 代義鎮 (宗麟) の終焉の地（余生を送ったところ）として広く知られており、その象徴である宗麟公園は「歴史を伝える拠点」と位置づけ、内外に広く PR するとともに、適正な維持管理に努めていきます。

f スポーツの活動拠点

●総合運動公園

本市は、スポーツが盛んで、多くの市民が総合運動公園を利用しています。雨天時にも利用できるサニーホールや、様々なスポーツを楽しめる多目的グラウンドなどを有するこの公園を、本市のスポーツ活動拠点として位置づけ、スポーツ振興に寄与するための施設整備と適正な維持管理を図っていきます。

宗麟公園

総合運動公園

③ 公営住宅

本市は令和4年4月現在、公営住宅（市営住宅）7団地241戸を管理しています。公営住宅については、「津久見市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた整備を推進していきますが、令和4年度に計画の見直しを行い、特に老朽化が著しい公営住宅については、用途廃止、解体撤去を検討していく必要があります。一方で、若い世代の居住が多い津久見地区等に立地している公営住宅については、子育て世帯等のニーズに合わせたリノベーション等を検討していきます。また、災害発生時等には柔軟に対応できるよう適正な維持管理に努めていきます。

公営住宅は、老朽化が大きな課題となっています。今後は、若者のニーズに対応するため、民間賃貸住宅整備への支援を検討するなど、民間活力の活用を図っていきます。

④ 下水道

令和3年3月時点で、下水道の普及率は約54.9%、水洗化率は約81.3%となっており、引き続き水洗化率の向上を目指します。また、今後の下水道整備については、長寿命化を基本とし、下水道計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進を強力に推進していく必要があります。

※下水道普及率：行政区域内人口のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているのか示すもの。
※下水道水洗化率：下水道を利用できる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示すもの。

⑤ 上水道・簡易水道

予備水源の確保、災害や渇水に強い水道施設の整備を推進します。給配水管の漏水対策、老朽化及び耐震化に対応するため、配水管の布設替工事や水道施設の更新を計画的に進め、水道水の安定供給と有収率の向上を目指します。

⑥ 河川

現在、津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業を実施していますが、河川の拡幅に合わせ、景観的視点にも配慮した整備を進めています。また、青江川についても、市街地を縦断する主要な河川であることから、治水機能に加え景観的視点にも配慮し、水辺環境や親水空間の整備など人と身近な自然が共存できる場としての整備を検討していきます。

津久見川の景観（整備中）

青江川の景観

（3）都市防災

基本方針

近年、全国各地で毎年のように集中豪雨や台風などによる大規模な被害が発生しています。本市でも平成 29 年に発生した台風第 18 号による豪雨は、津久見川等の氾濫を引き起こし、大規模な浸水や土石流・がけ崩れなどにより、これまでに経験したことのない災害となり、多くの市民が被害を受けました。今後も、温暖化現象がもたらすゲリラ豪雨・台風などの発生により、想定を大きく超える災害が起こることが考えられるため、避難場所や避難経路の明示や市民の人命や財産を守るための対策を検討していく必要があります。

また、近い将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震など、地震に対する備えも必要です。津久見港埋立地に建設を予定している新庁舎は、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として整備し、災害対策本部として災害対策活動を先導することとしています。

大規模災害が発生しても被害を最小限に抑えられるよう、事前防災と減災の考え方を念頭に置き、「津久見市国土強靭化地域計画」、「津久見市地域防災計画」等の関連する計画との整合性を図り、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

台風第 18 号により津久見川が氾濫した様子

台風第 18 号により青江川道籠橋が被災した様子

1）事前防災と減災の具体的取組

① 南海トラフ巨大地震を想定した避難場所・避難路の整備と耐震化の推進

平成 30 年度大分県地震被害想定調査に基づき、南海トラフ巨大地震で予測される被害は、早期避難率が高く、避難の呼びかけや津波避難ビルが効果的に機能した場合は、大分県下で約 2 万人の死者数が 592 人まで軽減され、さらに、耐震化の推進により約 2,200 棟が倒壊を免れると言われています。

津久見港埋立地に建設する新庁舎は、津波避難ビル機能や防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として整備を進め、加えて、大友公園に隣接した用地に展望台広場を整備し、そこに至る避難ルートを新設します。さらに、都市づくりの核となる市中心部においては、民間活力による津波避難ビル機能を兼ね備えた賃貸住宅整備、住宅や事務所の新築の際の嵩上げなどの支援と合わせ、市街地が被災した際の仮設住宅の建設候補地を検討していきます。

そして、安全かつ迅速に避難できるようにするため、避難場所の指定や誘導表示・安全地帯表示・津波到達予測時間の周知を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、各地域において避難困難な狭隘道路については、拡幅・整備を検討し避難路及び避難場所を確保していきます。さらに、地震の

発生に伴う火災の被害を最小限に抑えるため、建物の耐震化・不燃化、延焼遮断帯の整備等を推進するとともに、倒壊等の危険性が著しく高い空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、所有者への適正な指導、勧告、命令等を行うなど取組を強化していきます。

② 土砂災害、水害対策の強化

本市は、地形的に平地が少ないため、限られた土地に人口が密集しており、それらのエリアは、津波、高潮、河川氾濫、土砂災害等のリスクがあります。また、地形・地質条件等からがけ崩れ、地すべり、土石流等が発生しやすいとも言われています。

特に、平成 29 年台風第 18 号災害では、河川氾濫や浸水により、市中心部をはじめとした市全域で甚大な被害を受け、現在、津久見川･彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業を実施していますが、土砂災害や水害などの発生を未然に防ぐため、引き続き、大分県等の関係機関に積極的な働きかけを行い、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、護岸整備、河川改修などについて、緊急性等を鑑み計画的な事業推進を図っていきます。

③ 公助・自助・共助による自主防災組織の充実

本市では津波、洪水等のハザードマップを作成しています。これらのハザードマップを活用しながら、各地域の自主防災組織による防災訓練、防災知識の普及・啓発を推進し、本市の地域防災力の向上を目指します。また、市、関係機関、自主防災組織が協働で避難行動要配慮者の把握を的確に行い、高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう、避難誘導体制の整備を推進するなど、公助・自助・共助による自主防災組織の充実を図っていきます。

津久見市ハザードマップ一例

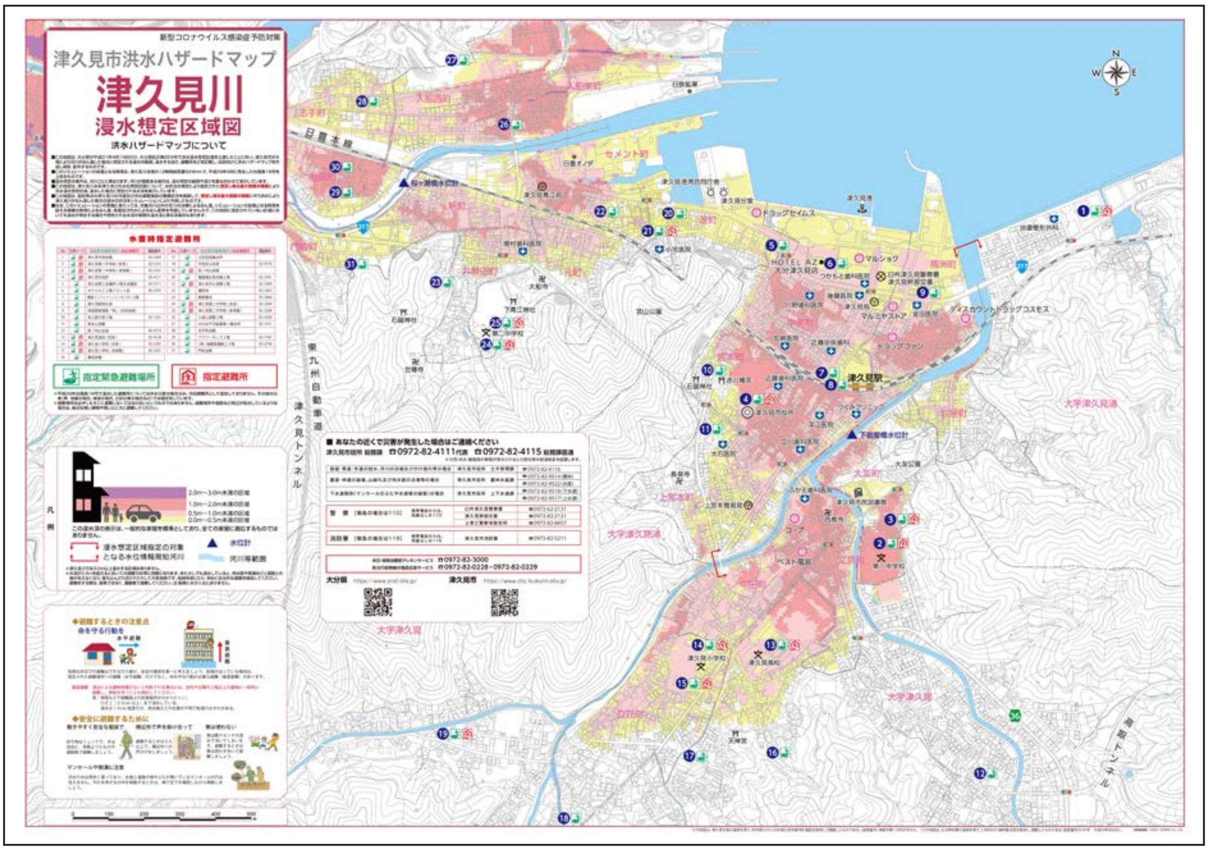

浸水想定エリア

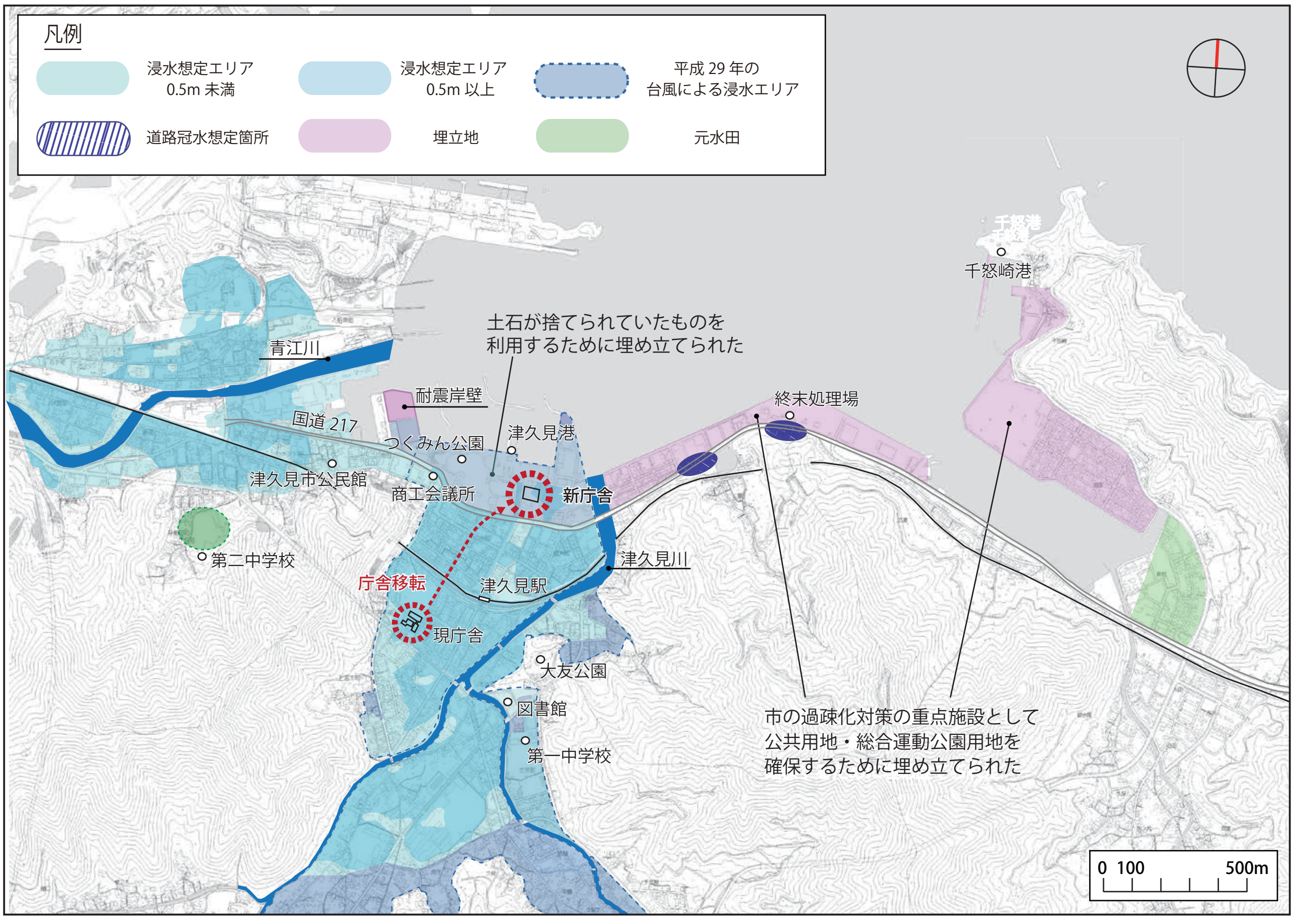

土砂災害想定エリア

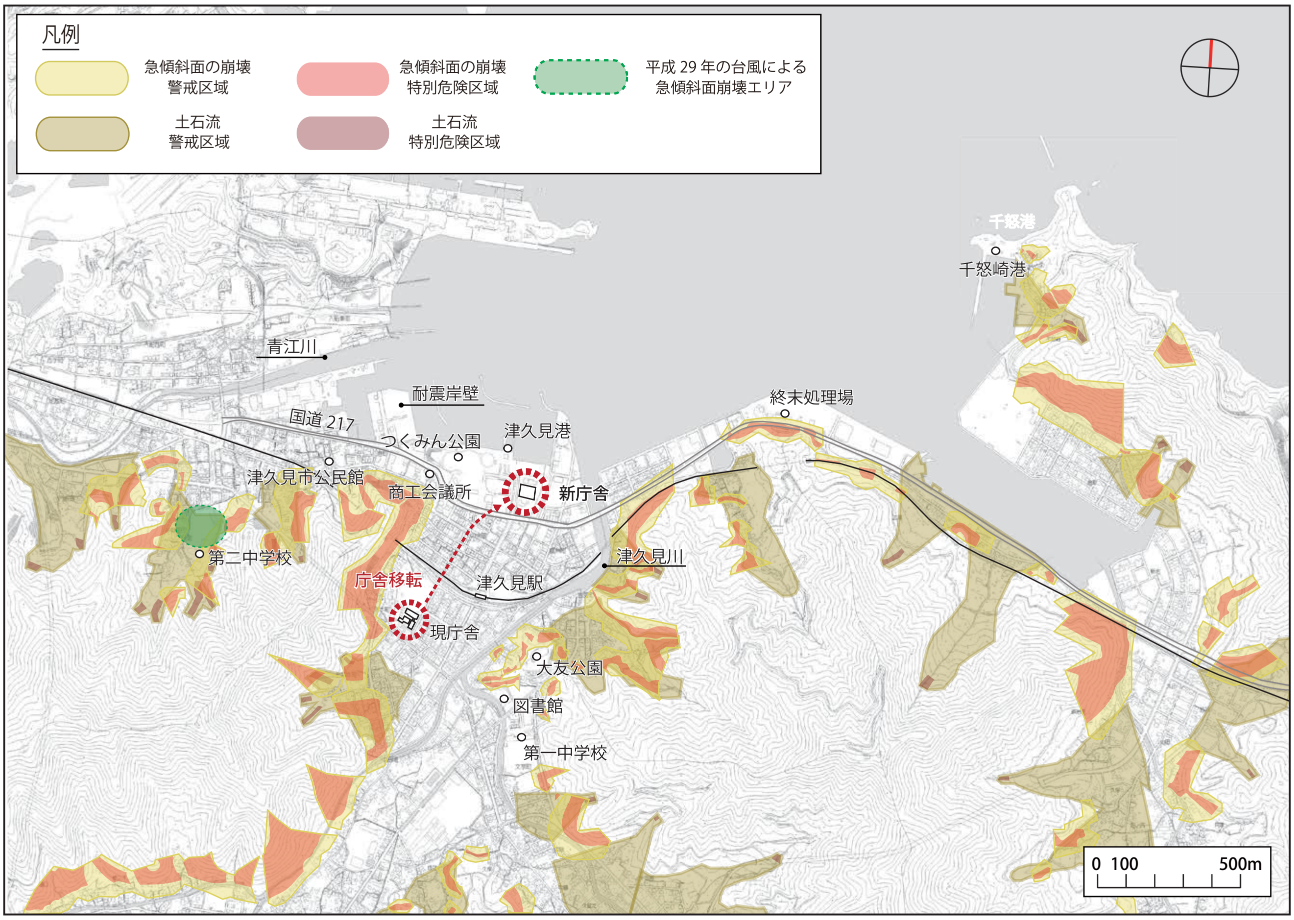

（４）遊休地（市有地・民有地）・施設等の利活用

基本方針

基幹産業である石灰石・セメント産業及び関連する製造業等は、本市の経済、雇用を支えてきました。しかし、人口減少に伴い全産業における就業者数も減少しており、全体的に活力の低下につながっています。定住を促進していくためには、雇用の場の創出が大変重要であり、遊休地・施設等の利活用による企業誘致・立地等を促進していきます。そのためには、「津久見市企業立地促進条例」等による支援制度の充実も必要です。

遊休地・施設等の中でも、水晶山跡地、津久見港埋立地の新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備エリアに近接する遊休地、発展的統合後の現津久見市立第二中学校校地をはじめとした長目、日代、四浦地区の休廃校中の小中学校、老朽化が著しい新築移転後の現市庁舎、市公民館等については、利活用による地域の活力創造が望まれています。また現在、鬼丸住宅跡地を活用した住宅地造成を進めていますが、引き続き、遊休地を活用し新築の夢をかなえる安価な宅地造成による定住を促進していくことも大変重要です。

１）水晶山跡地

一般国道 217 号平岩松崎バイパスが近い将来全線開通となれば、接続する市道道篭合ノ元線の活用により水晶山跡地へのアクセスは格段に向上することから、廃棄物処理等に拍車がかかると期待しています。現在、水晶山跡地については、環境保全に資する廃棄物処理や鉱山の雑岩処理場等で活用されていますが、関係事業者の意向や将来展望等を十分把握する中で、利活用を検討していきます。

２）津久見港埋立地の遊休地

新庁舎・街なか観光拠点の一体的整備を機に、「みなとオアシス津久見」のエリアの拡大・再整備を目指しています。本エリアには、これまで以上の集客による賑わいや経済性の創出に期待がかかります。遊休地の所有者の意向や将来展望等を十分把握する中で利活用を検討していきます。

３）現津久見市立第二中学校校地及び休廃校中の小中学校

令和６年４月開校予定の新設中学校への発展的統合を目指している、現津久見市立第二中学校においては、市公民館機能の移設や生涯スポーツでの利用促進、防災機能の設置など、幅広い視点で校地の有効活用を検討していきます。また、長目、日代、四浦地区の休廃校中の小中学校については、耐震性等の課題はありますが、地域住民等と協議を重ね、地域の特色を生かした有効活用を検討していきます。

４）現市庁舎と市公民館

老朽化が著しい現市庁舎や市公民館については、住民ニーズ等を的確に把握する中で事業所や住宅等としての活用可能性を検討していきます。

５）その他の遊休地

市内各所に点在するその他の遊休地についても、住環境整備、企業誘致・立地につなげるための利活用を検討していきます。

水晶山跡地

現第二中学校

現市庁舎

現市公民館

（5）空き地・空き家（店舗）の利活用

基本方針

過疎化・高齢化により、空き地・空き家 (店舗) は増加傾向にあり、定期的にその実態を把握することが重要です。

居住や活用可能な空き家 (店舗) については利活用を図るため、空き家情報バンク制度への登録を促進し、住宅改修や家財処分等への支援を充実させ、新築、家賃等の支援と合わせ定住促進につなげていきます。さらに、市中心部においては、空き家 (店舗) の利活用によるチャレンジショップ等の新規創業への支援を強化し店舗数維持に努めていきます。

一方で、長期間にわたり放置され老朽化•腐食化が進んでいる危険な空き家 (店舗) も増加しており、建物の倒壊や部材の脱落・飛散、植物の繁茂等を引き起こすおそれがあるため、自然災害等の発生時には甚大な被害につながるのではと危惧しています。「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく取組を強化し危険な空き家 (店舗) については、早期の除却を推進することで、市民生活の安心•安全を確保します。

空き家 (店舗) の除却が進めば、空き地が増加するといった課題もあります。空き地バンク制度を新設する中で、利活用に向けた取組を強化していきます。

１）空き地・空き家（店舗）の利活用

空き家情報バンク制度への登録を促進し、住宅改修や家財処分等への支援を充実させ、新築、家賃等の支援と合わせ定住促進につなげていきます。さらに、市中心部においては、空き家(店舗)の利活用によるチャレンジショップ等の新規創業への支援を強化し店舗数維持に努めていきます。

また、空き地の利用を促進するため、空き地バンク制度を新設するなど効果的な取組を推進していきます。

２）危険空き家(店舗)の除却

国の補助金等を活用し、危険空き家(店舗)の早期の除却を推進していきます。また、著しい老朽化・腐食化が進み、周辺環境に極めて悪影響を及ぼす可能性が高い特定空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき、指導、勧告、命令等の取組を強化していきます。

津久見市中心商店街エリアの遊休物件等の現状

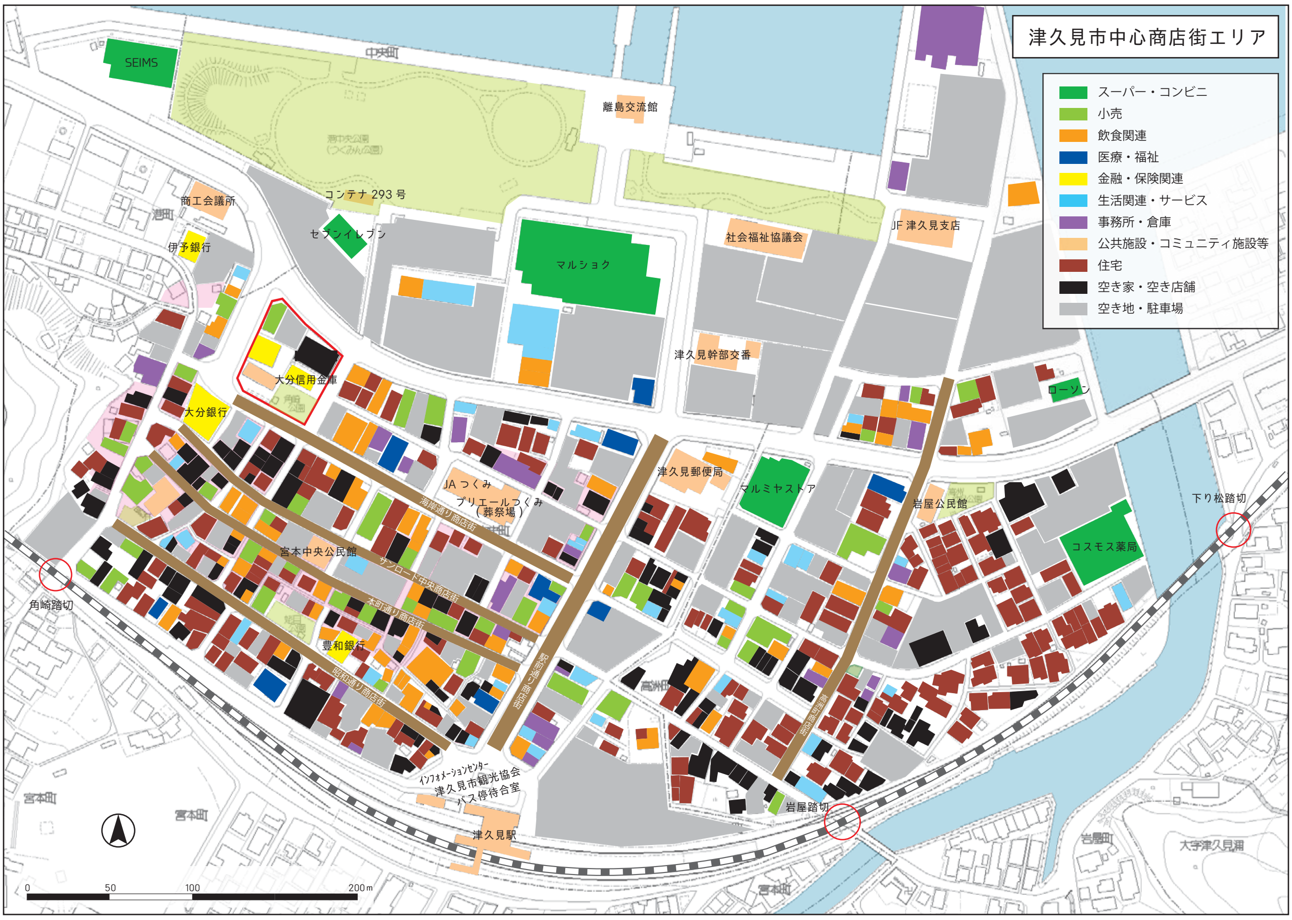

平成 29 年の被災後の遊休物件等の現状調査

市中心部の遊休物件等の現状

平成 30 年 1 月 20 日時点

市中心部の遊休物件等の現状

	中央町	高洲町	合計
空き家	２９（８）	２８（２４）	５７（３２）
空き地	５２（１４）	４３（２５）	９５（３９）
その他 （解体予定・ 売却予定など）	６（５）	２（２）	８（７）

平成 30 年 1 月 20 日時点

（6）自然・産業景観の活用

基本方針

本市においては、海辺を「日豊海岸国定公園」、丘陵地を「豊後水道県立自然公園」に指定された豊かな自然の中に、農業や漁業そして鉱工業から生まれた独自の産業景観を有しています。マグロ漁業基地として栄えた保戸島の漁港・集落景観は「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」(平成 18 年水産庁) に選定されています。また、市街地には、石灰の岩肌がむきだしになった採掘場跡や鉱山の眺望、産業用パイプライン、大型運搬船の停泊する港など迫力ある鉱業景観が形成されており、さらに、住民が主体となり沿道などに河津桜やアジサイ、「山桜」などの花木を植え季節の風物詩となるなど、新たな沿道景観も醸成されつつあります。

また平成 29 年台風第 18 号災害からの復興・復旧の取組の一つとして推進している「津久見川景観まちづくり計画」、本市のシンボルとなる新庁舎・街なか観光拠点施設のデザインなど、津久見らしい景観形成を目指していく必要があります。さらに、大友宗麟公墓をはじめとした多くの石造文化財や伝統芸能などの歴史的資源の保全・継承が必要です。

今後は、本市の持つ景観の魅力への理解や保全など景観意識を市全体で醸成しつつ、津久見らしい景観について市民のなかで共通認識を高める活動を推進していくことが必要です。

1）多様な自然の恵みが織り成す景観

津久見湾を取り巻くリアス海岸や山を抱えた豊かな自然景観は、本市の骨格となる景観であり、その内側に集約された都市景観の背景としても重要です。これらは国定公園・自然公園内にあり開発行為の抑制がなされているため、これらの保全を図ります。また、本市内には多数の良好な視点場（ビューポイント）があり、建築物の制限や指導等を検討するなど、自然環境の保全とあわせた眺望景観の保全を図ります。また、四浦半島の河津桜、青江ダムの山桜・ソメイヨシノ、長目半島の大漁桜等、桜の景観も魅力的であり、観光や地域振興に寄与しています。一方で、全国的には、無秩序な開発などで自然景観が破壊されている事例もあり、本市においても景観計画の導入を検討し、良好な自然景観の保全に努めていきます。

2）産業景観と周辺が調和した景観

津久見 IC 周辺の水晶山や中心市街地に隣接する工場群や港湾・工場・鉱山が重なる景観は、本市の基幹産業である石灰石・セメント産業の象徴的な景観となっています。これらを全国的にも稀有である「津久見らしい景観」として、観光施策等と連携し積極的なＰＲを行う一方で、採掘場跡地の景観や操業中の工場については、一般住宅地等への緩衝緑地帯の整備や空気汚染や水質汚濁などの環境悪化への配慮を行いながら周辺と調和した景観を目指します。

また、保戸島の漁港・集落景観も大変魅力的であり、この景観を生かした観光交流等を推進することで、島民の活力創造につなげていきます。

3）活気ある市街地景観

JR 津久見駅から概ね半径 1 km の範囲については市中心部（中心市街地）として位置づけ、商業施設や幹線道路沿道の店舗は、地域の特性に応じた形態・色彩・デザインを検討し、周辺との調和に努めるとともに、屋外広告物の設置制限についても理解を求めるなど、今後も市街地形態や住民意向

等を踏まえながら、人々が集い、歩いて楽しめる市街地として魅力ある景観づくりを目指します。

現在、津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業を実施していますが、特に、津久見川や市民図書館周辺の魅力アップを図ることで、良好なまちなみ景観の形成を図ります。

４）地域の歴史・文化的景観

キリシタン大名大友家 21 代義鎮 (宗麟) ゆかりの地として今も残る大友宗麟公墓をはじめ、市内に多く点在する石造文化財などは本市の貴重な歴史資産であることから、これらを恒久的に保全します。

また、市内各地域においては、県指定無形民俗文化財である「堅浦霜月祭りの芸能」や「津久見扇子踊り」、市指定無形民俗文化財である「ジョウヤラ踊り」など、現在も数多くの伝統芸能が存在します。これらは非日常的景観として後世に継承していくことが重要です。

四浦半島の河津桜

青江ダムの桜

津久見川・彦の内川周辺の景観整備（整備中）

市中心部の様子

津久見扇子踊り

市内に植えられたアジサイ

（７）住民主体のまちづくり

基本方針

人口減少、少子高齢化など人口を巡る諸問題がある中で、「本市に住みたい・住み続けたい」魅力的なまちを創るには、市民を主体として、市民・事業者・行政や各種団体等の協働によるまちづくりが必要です。これまでも行政の各種計画策定の際には、ワークショップ等を開催し、市民や団体の意見・要望を反映させる機会を設けてきました。さらに、市長と住民が直接対話する地域懇談会を定期的に開催するとともに、中学生や高校生を対象にするなど、若い世代との対話も図っています。

多様化する地域課題の解決を図るには、地域振興や福祉分野の担い手としてＮＰＯ法人やボランティアの果たす役割が期待されるところですが、現在、本市においては、ＮＰＯ法人は７団体、23のボランティア団体のほか、個人ボランティアの方々が各分野で活発に活動しています。今後は、これらの方々に加え、地区社協や自主防災組織をはじめとする地域コミュニティ、事業者、大学等と行政が協働・連携し、様々な地域課題に取り組む必要があります。

１）市民参画

離島・半島部そして市街地など、地域毎に抱える課題は異なります。地域の実情に応じた施策を講じるために、自治組織や地区社協等、各種団体との意見交流や対話の機会を拡充し、地域振興に資するよう努めます。また、各種計画づくりにおける市民参画の機会の拡充やパブリックコメント制度の活用などにより、市民からの意見や提案を求め、市民意識や意向を的確に把握し施策に反映させる仕組みを充実していきます。

２）地域コミュニティ

小規模集落の集落機能の維持に向け、自治区の統合・再編を検討するとともに、地域福祉活動や自主防災活動を支える既存の地域コミュニティの活動支援のため、国の地方創生推進交付金や県の小規模集落等支援事業などを活用しながら組織の充実・活性化を図ります。また、地域コミュニティ活動の核となり、これからの地域を担う若いリーダーの育成を図ります。

３）各種団体の支援

市内で活動しているＮＰＯ・ボランティア団体、地域、大学、事業者等の団体が、より一層活発に活動できるように、市民、行政とのネットワークを構築し、地域活性化に向けた協働・連携事業を推進します。